

事務連絡  
令和6年4月26日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
地域生活・発達障害者支援室地域移行支援係

「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」  
に係る正誤表の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件については、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和6年3月29日障発0329第1号）について、今般、訂正すべき追加事項があることから、別添のとおり正誤表を送付いたします。

○ 「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和6年3月29日障発0329第1号）の訂正について

No.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 3 3行目	<p>(4) 専門的人材の確保・養成等            医療的ケアが必要な者や<u>強度行動障害</u>を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能</p>	<p>(4) 専門的人材の確保・養成等            医療的ケアが必要な者や<u>行強度動障害</u>を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能</p>
2	P. 6 12行目	<p>③ 拠点機能強化事業所の責務            上述のように、地域生活支援拠点等機能強化加算は拠点コーディネーターの人事費等に適切に充当する観点から、拠点機能強化事業所は、地域生活支援拠点等機能強化加算分の自立支援給付費については、他の費目に充当することなく、市町村の関与の下、適切に精算すべきものであること。            また、拠点機能強化事業所は、拠点コーディネーターと密に連携して支援を提供する体制の構築が求められる。具体的には、4の（1）の②に掲げる障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供や、すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援、障害者支援施設や<u>精神科病院</u>に入所・入院中の者への地域移行支援や精神科病院に入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳</p>	<p>③ 拠点機能強化事業所の責務            上述のように、地域生活支援拠点等機能強化加算は拠点コーディネーターの人事費等に適切に充当する観点から、拠点機能強化事業所は、地域生活支援拠点等機能強化加算分の自立支援給付費については、他の費目に充当することなく、市町村の関与の下、適切に精算すべきものであること。            また、拠点機能強化事業所は、拠点コーディネーターと密に連携して支援を提供する体制の構築が求められる。具体的には、4の（1）の②に掲げる障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供や、すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援、障害者支援施設や<u>精神科病院</u>に入所・入院中の者への地域移行支援や精神科病院に入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳</p>

	脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供等、障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援を拠点コーディネーターや市町村から求められた際には、地域の関係機関と連携し、積極的に支援を提供することに努めるものとする。	機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供等、障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援を拠点コーディネーターや市町村から求められた際には、地域の関係機関と連携し、積極的に支援を提供することに努めるものとする。
--	---	--